

平成31年度市・県民税 税制改正のお知らせ

市民税課 ☎ 65・1224 FAX 65・1255

平成31年度市・県民税（個人住民税）に関する税制改正は、主に次の2点です。

① 配偶者控除の改正

生計を同じくする配偶者の前年の合計所得金額が38万円以下の場合、平成30年度までは、本人の所得に関わらず一律33万円（配偶者が70歳以上の場合38万円）の配偶者控除の適用を受けられましたが、平成31年度からは本人の合計所得金額が1千万円を超える場合、配偶者控除の適用を受けることができなくなりました。

また、本人の合計所得金額に応じて、表①の通り控除額が改正されました。

＜表①＞改正後の配偶者控除

本人の合計所得金額	給与収入に換算した金額	控除額（一般）	控除額（老人※）
900万円以下	1,120万円以下	33万円	38万円
900万円超 950万円以下	1,120万円超 1,170万円以下	22万円	26万円
950万円超 1,000万円以下	1,170万円超 1,220万円以下	11万円	13万円
1,000万円超	1,220万円超	0円	0円

※老人…配偶者の年齢が、平成30年12月31日現在で70歳以上の場合

＜表②＞改正後の配偶者特別控除

	本人の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
配偶者の合計所得金額	38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円
	123万円超	0円	0円	0円

② 配偶者特別控除の改正
平成30年度までは、配偶者特別控除の適用を受けられる配偶者の前年の合計所得金額の上限が76万円未満でしたが、平成31年度からは、合計所得金額が123万円以下に引き上げられました。

また、本人の合計所得金額に応じて、表②の通り控除額が改正されました。なお、改正前と同様、本人の合計所得金額が1千万円を超える場合、配偶者特別控除の適用はありません。

◎ 確定申告書および市・県民税申告書を提出する際に、マイナンバー（個人番号）が必ずです

マイナンバーカードを持っている人は、1点でマイナンバーの確認と本人確認ができますが、持っていない人は、マイナンバー確認書類に加え、本人確認書類をお持ちください。申告者本人のマイナンバー以外に控除対象配偶者・扶養親族・事業専従者のマイナンバーについても記載が必要です。

所得税および復興特別所得税、個人事業者の消費税および贈与税の確定申告会場について

- ◆ 場所 イオンモール新居浜（2階イオンホール）
 - ◆ 期間 2月18日（月）～3月15日（金）（土・日曜および祝日を除く）
 - ◆ 受付時間 9:00～16:00
- ※新居浜税務署には、確定申告会場を設置していませんのでご注意ください。